

岩手県告示第 287 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 21 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 路線名 岩手平館線
 - (2) 供用開始の区間 八幡平市帷子第 6 地割 59 番 119 地先から 59 番 206 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 21 年 3 月 27 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡地方振興局土木部岩手出張所
 - イ 期間 平成 21 年 3 月 27 日から同年 4 月 27 日まで
- 2 (1) 路線名 大槌川井線
 - (2) 供用開始の区間 上閉伊郡大槌町金沢第 1 地割字大貫台 40 番 1 地先から 40 番 4 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 21 年 3 月 27 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 釜石地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 21 年 3 月 27 日から同年 4 月 27 日まで
- 3 (1) 路線名 野田港線
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 九戸郡野田村大字野田第 36 地割字小谷地 110 番 2 地先内
 - イ 九戸郡野田村大字野田第 36 地割字小谷地 110 番 1 地先から 147 番 2 地先まで
 - ウ 九戸郡野田村大字野田第 36 地割字小谷地 44 番地先から第 30 地割字下長地 41 番 1 地先まで
 - エ 九戸郡野田村大字野田第 30 地割字下長地 41 番 1 地先から 9 番 2 地先まで
 - オ 九戸郡野田村大字野田第 30 地割字下長地 9 番 5 地先内
 - (3) 供用開始の期日 平成 21 年 3 月 27 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 久慈地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 21 年 3 月 27 日から同年 4 月 27 日まで
- 4 (1) 路線名 野田長内線
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 九戸郡野田村大字野田第 36 地割字小谷地 107 番 2 地先内
 - イ 九戸郡野田村大字野田第 36 地割字小谷地 122 番 1 地先から第 37 地割字焼切 30 番 491 地先まで
 - ウ 九戸郡野田村大字野田第 37 地割字焼切 30 番 365 地先から 30 番 442 地先まで
 - エ 九戸郡野田村大字野田第 37 地割字焼切 30 番 449 地先から 30 番 456 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 21 年 3 月 27 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 久慈地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 21 年 3 月 27 日から同年 4 月 27 日まで